

主な制度融資の現況

平成19年4月5日現在

制度名	貸付限度	用途	期間	利率	
新津商工会議所 会員向け特別融資	新潟市新津地域内全金融機関と提携し、金利・スピード面などの優遇措置を設けた融資制度です。貸付限度額や利率等は、お取引金融機関にお問い合わせ願います。				
国民生活金融公庫	普通貸付	4,800万円	運転設備	5年以内 5~7年以内	2.50% 2.55%
	普通貸付	特定設備 7,200万円	設備	16年超 20年	2.85%
	経営改善貸付	550万円	運転設備	5年 7年	2.20%
	教育貸付	200万円	教育資金	10年	2.30%
新潟市	地方産業育成資金	1,000万円	運転設備	5年 7年	保証付 1.95% 保証無 2.45%
	一般融資	2,000万円	運転設備	7~8年	保証付 2.05% 保証無 2.55%
	夏期・年末資金	700万円	運転	7年	保証付 1.75% 保証無 2.25%
	商店街等活性化対策資金	資金用途等により異なる	運転設備	7年	保証付 1.90% 保証無 2.40%
	無担保無保証人融資	1,000万円	運転設備	7~10年	2.05%
	工場等増設資金	2億円	設備	7~12年	保証付 1.90% 保証無 2.40%
	設備近代化資金	8,000万円	設備	7~12年	保証付 1.90% 保証無 2.40%
	中小企業振興資金	1億5千万円	運転・設備 備・転貸	1年~	年数により異なる
	中小企業近代化資金	総投資額の30%以内	設備	金融機関の定めるところによる	申請時の長期プライムレートで算出
	中小企業共同施設資金	総投資額で定めた割合以内	設備		
新潟県	中小企業中開業資金	1,000万円	運転設備	5~10年	2.25%
	人材確保・時短促進資金	5,000万円	設備	7年	保証付 1.90% 保証無 2.40%
	経営支援助別	3,000万円	運転	9年	保証付 1.90% 保証無 2.40%
	中小企業資金繰り円滑化借換融資	3,000万円	既往市制度融資借入金の返済	10年	1.90%
	経営安定資金	4,000万円~6,000万円	運転設備	5年 7年	2.15%
新潟県	商店街活性化支援	5,000万円 (うち、運転資金1,500万円)	運転設備	5年 7年	1.90%
	連鎖倒産防止	債権額の範囲内で3,000万円	運転	7年	1.70%~1.90%
	中小企業創業支援	2,000万円	運転設備	5年 7年	2.00%

当所は、新潟市が昨年10月に募集した新津駐車場の指定管理者に応募し、中心市街地における駐車場の役割と維持管理等について提案を行いました。指定管理者の候補者を選定する選定委員会により、当所が指定管理者の指定を受け、12月の議会で正式に指定管理者の選定を受けました。

これに伴い、4月1日より新津駐車場の指定管理者事務所を開設いたしました。指定管理者事務所では定期駐車契約に関する手続き、駐車利用券販売の他、各駐車場の維持管理業務を行います。

なお、現在の定期(月極)駐車契約状況については、本町4丁目及び日宝町駐車場に若干の有余



新津駐車場
指定管理者事務所
新潟市秋葉区新津本町2-4-38
TEL 0250-249778
業務時間 10:00~15:00
(12:00~13:00、土・日・祝祭日を除く)

新津駐車場の指定管理者事務所を開設

新津商工会議所が新潟市指定管理者の選定を受け、本町3丁目・本町4丁目・日宝町の各駐車場を管理運営(4月1日より)

●標準報酬月額の上限・下限が変わります。詳しくは指定管理者事務所までお問い合わせ下さい。

●標準報酬月額の上限・下限が拡大され、保険料負担の割合を公平化。

●所得に依じた保険料の負担割合を公平化するために、保険料計算の基礎となる標準報酬月額の上限と下限の範囲が広げられ、従来の39等級から47等級に等級区分が変わります。

●標準賞与額の上限が変わります。

●上限設定が1回ごから、年度累計に変更。

●賞与にかかる保険料算出の基礎となる標準賞与額の上限額が、1回当たりの設定から、年度(4月~翌年3月)累計額に変わります。

●標準報酬月額の上限・下限が変わります。詳しくは指定管理者事務所までお問い合わせ下さい。

●標準報酬月額の上限・下限が拡大され、保険料負担の割合を公平化。

●所得に依じた保険料の負担割合を公平化するために、保険料計算の基礎となる標準報酬月額の上限と下限の範囲が広げられ、従来の39等級から47等級に等級区分が変わります。

●標準賞与額の上限が変わります。

●上限設定が1回ごから、年度累計に変更。

●賞与にかかる保険料算出の基礎となる標準賞与額の上限額が、1回当たりの設定から、年度(4月~翌年3月)累計額に変わります。

ご存じですか?

医療保険制度、平成19年4月以降変わります。

●標準報酬月額の上限・下限が変わります。詳しくは指定管理者事務所までお問い合わせ下さい。

●標準報酬月額の上限・下限が拡大され、保険料負担の割合を公平化。

●所得に依じた保険料の負担割合を公平化するために、保険料計算の基礎となる標準報酬月額の上限と下限の範囲が広げられ、従来の39等級から47等級に等級区分が変わります。

●標準賞与額の上限が変わります。

●上限設定が1回ごから、年度累計に変更。

●賞与にかかる保険料算出の基礎となる標準賞与額の上限額が、1回当たりの設定から、年度(4月~翌年3月)累計額に変わります。

●出産手当金・傷病手当金の支給額が変わります。

●標準報酬月額の上限・下限が変わります。詳しくは指定管理者事務所までお問い合わせ下さい。

●標準報酬月額の上限・下限が拡大され、保険料負担の割合を公平化。

●所得に依じた保険料の負担割合を公平化するために、保険料計算の基礎となる標準報酬月額の上限と下限の範囲が広げられ、従来の39等級から47等級に等級区分が変わります。

●標準賞与額の上限が変わります。

●上限設定が1回ごから、年度累計に変更。

●賞与にかかる保険料算出の基礎となる標準賞与額の上限額が、1回当たりの設定から、年度(4月~翌年3月)累計額に変わります。

●標準報酬月額の上限・下限が変わります。詳しくは指定管理者事務所までお問い合わせ下さい。

●標準報酬月額の上限・下限が拡大され、保険料負担の割合を公平化。

●所得に依じた保険料の負担割合を公平化するために、保険料計算の基礎となる標準報酬月額の上限と下限の範囲が広げられ、従来の39等級から47等級に等級区分が変わります。

●標準賞与額の上限が変わります。

●上限設定が1回ごから、年度累計に変更。

●賞与にかかる保険料算出の基礎となる標準賞与額の上限額が、1回当たりの設定から、年度(4月~翌年3月)累計額に変わります。

●標準報酬月額の上限・下限が変わります。詳しくは指定管理者事務所までお問い合わせ下さい。

●標準報酬月額の上限・下限が拡大され、保険料負担の割合を公平化。

●所得に依じた保険料の負担割合を公平化するために、保険料計算の基礎となる標準報酬月額の上限と下限の範囲が広げられ、従来の39等級から47等級に等級区分が変わります。

●標準賞与額の上限が変わります。

●上限設定が1回ごから、年度累計に変更。

●賞与にかかる保険料算出の基礎となる標準賞与額の上限額が、1回当たりの設定から、年度(4月~翌年3月)累計額に変わります。

金融情報

◎新潟市制度融資についてのお知らせ

●経営支援特別融資、中小企業資金繰り円滑化借換融資の取扱期間については、1年間延長されて、平成20年3月31日までとなります。

◎新潟県制度融資についてのお知らせ

●暖冬小雪の影響を受けている中小企業者の方にご利用いただける主な県制度融資

融資対象者	資金用途	融資限度額	融資利率	融資期間
経営安定資金(一般枠)	中小企業者及び事業協同組合等	中小企業者 4,000万円 事業協同組合等 6,000万円	年2.15%	運転資金5年以内 (うち据置1年以内) 設備資金7年以内 (うち据置1年以内)
セーフティネット資金(経営支援枠)	中小企業信用保証法第2条第3項第5号(業況悪化業種)の規定に基づく市町村長の認定を受けた者	3,000万円	年1.90%	7年以内 (うち据置2年以内)
セーフティネット資金(経営支援枠)	最近3か月の売上高又は受注残高が前年同期の売上高又は受注残高に比し、10%以上減少している者			

※返済方法はいずれも原則として割賦返済 ※すべて新潟県信用保証協会の保証つき
 ※中小企業信用保証法第2条第3項第5号に係る指定されておられる業種の方だけが対象となりますので、業種の確認については、当所か新潟市秋葉区役所産業振興課(TEL23-1000)にご確認願います。
http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm からご確認いただけます。

当所では、会員事業所の皆様からの専門的知識を要する相談にも応えられるようにするため、各界の専門家に相談業務を委嘱しております。秘密は堅く守られます。相談の方法等については次の通りです。

相談料 無料(ただし、60分程度の初期相談分は新津商工会議所で負担し、それ以上は相談者が負担)

利用者 会員のみ

利用方法 電話でお申込下さい。

〒951-8522 新潟市秋葉区新津本町2-4-38
 TEL 0250-249778
 FAX 0250-249779

専任相談員 (敬称略・五十音順)
 山崎 武
 池田 眞一郎
 杉本 孝子
 田中 健一
 三星 隆司
 吉川 仁
 小柳 陽一
 若林 嘉雄
 藤田 善六
 労働・社会保険 右近 力也
 平野 哲治郎
 本間 祐吉

「困った!」ご相談は専門相談員にどうぞ!!

“水”のことならお任せ下さい!

たかきゅう
(株) 高久
 新潟市秋葉区さつき野1丁目6-21
 TEL 0250-23-3429
 FAX 0250-23-3669
 試飲用「マハロ」あります!

超★海洋深層水100% 『マハロ』

一快適な暮らしは、安心な水まわりから一
 浴室の改造、トイレの改造、洗面・台所の改装
 下水道工事、給水工事、排水工事、ガス工事、浄化槽管理

(有)浄化槽技術センター
 各市町村・水道・下水道指定工事店

TEL 0250-22-2530
 FAX 0250-22-2510
 リーダイヤル 0120-334-805

Mobil モービル石油特約店
灯油は目黒石油(株)へ
 善道町給油所 **22-3456 (代)**